

「広域防災拠点整備事業の進め方については、国の社会資本整備総合交付金を活用した都市公園の整備事業という形で実施することになりました。公園の整備事業となると、道路や河川の整備と同じように用地買収が必要になるので、こういった手続を踏めば良いのか、ゼロベースから検討を始めました」

関係機関との協議と住民説明会の実施

平成26年4月～7月

必要な法的手続等の精査

広域防災拠点整備事業は、平成26年4月に、震災復興・企画部震災復興政策課から土木部都市計画課へと引き継がれた。広域防災拠点整備には、関係機関ごとに膨大な法的手続が必要であったことから、その一つ一つを再確認した。また、JR貨物の移転先候補地が仙台市岩切地区であることが先行報道されていたため、県はJR貨物と共催で5月から住民説明会を行い、地域住民に対する基本構想・計画と事業内容の理解促進を図った。7月には、事業の推進体制を強化するため、広域防災拠点整備班を新たに設置した。

都市計画課職員

「震災復興・企画部から業務を引き継ぐ形で、都市計画課の公園緑地班4人で業務をスタートしましたが、クリアしていかなければいけない法的な手続がたくさんありました。JR貨物の移転先候補地であった仙台市岩切地区は、農業振興地域に指定されていました。そこに貨物ターミナル駅のような公共施設を整備する場合には、農地転用手続が必要なので、東北農政局と協議をしました。また、面積が

広域防災拠点イメージ図



出典：宮城県ウェブサイト

20ha以上になるので、仙台市の条例に基づくと環境アセスメントが必要になるということで、仙台市の環境局とも協議をしました。さらに農地ですので農業用水路がたくさんあり、こちらは岩切地区の土地改良区との協議になりました。それに、候補地の下には光ファイバーケーブルや上下水道、工業用水の管路が埋設されていたので、その管理者との協議も必要でした。加えて、候補地に近接し利府街道が通っていたので、そこに貨物ターミナル駅ができた際に渋滞が発生する可能性もあり、仙台市の道路管理部門との協議も必要でした。協議をしなければいけない関係機関が多数あったので、どういう段取りでどういう手続が必要なのかを整理して、改めてスケジュールを精査していきました」

「広域防災拠点は、県庁内でも複数の課が関わる事業でした。平時は県民の皆さんが憩いの場として使う都市公園であり、有事の際は大規模な部隊が集結したり、災害医療の現場だったりするので、県庁内であれば、平時の利用は教育庁のスポーツ健康課が担当、有事の際は危機対策課が防災拠点の運営を担当、災害医療の分野としては、DMATという災害医療チームが活動する拠点となるので、医療整備課が担当ということで、複数の課が関わるため、庁内の推進体制の整備が必要でした」

「貨物ターミナル駅の移転候補地については、報道が先行して、岩切地区という名前が既に出ていましたので、地域住民の皆さんは、当事者からなんの説明もないことに不安を感じていたはず。平成26年の5月初回となりましたが、JR貨物の担当者も県が岩切地区のコミュニティセンターに向いて、住民

説明会を行いました。事業主体はJR貨物ですが、地域の事情は県のほうが詳しいので、共催という形にしました」

「基本構想の次の段階として、どんなイメージの広域防災拠点を整備するか、より詳細な基本設計を行う必要がありました。基本設計を発注する前に、どのようなレイアウトが望ましいか、もう一度関係機関にヒアリングを行いました。ヘリポートの設置場所、災害医療を展開する場所、部隊の集結場所、物資を集積する場所、自衛隊はじめそれぞれの関係機関に話を伺い、それを踏まえて、基本設計を発注しました」

「貨物ターミナル駅は公共施設なので、移転する場合は、公共補償といまして、その公共施設としての機能を別の場所に還元する費用を補償しなければならないことになっています。あれだけの規模の大きな施設の移転補償というのは、これまでやったことがないので、補償料の算定方法や補償の対象範囲などについて、一から検討を始めました」

移動動線をいかに短くするか

平成26年7月～平成27年10月

「宮城県広域防災拠点基本設計(案)」の策定

平成27年10月に、県は「宮城県広域防災拠点基本設計(案)」を発表、基本構想・計画をより具体化する形で、広域防災拠点の基本的な施設配置方針(ゾーニング)を示した。

ゾーニングのポイントには次のとおり。
・約4haの臨時離着陸場(ヘリポート)を広域防災拠点の中心に配置
・隣接する仙台医療センターと最短距離で結び、

でした。ゾーニングとしては、ヘリポートを中心に医療・物資・部隊という三つのエリアを設定しました。医療については、DMATなどの集結地点であり、ヘリで運ばれてきた傷病者のトリアージスポットとして、医療センターとどう有機的につなげるか、どうやって医療センターに救急車で運び込めるのかが重要でした。物資と部隊については、動線をどう分けるか、入口の道路をどう区別するか、が一番苦労した点でした。南側の大きな市道から入ってきて、物資と人員の移動動線が完全に分離できるような道路・スペースの在り方を、倉庫の位置配置も含めて検討しました」

JR貨物の移転のために

平成28年6月

JR貨物と基本合意書を締結

県が広域防災拠点を整備するためには、JR貨物が宮城野原地区から岩切地区へ移転することが前提であった。県は、移転に伴う法的手続の迅速化を図るため、事業主体であるJR貨物を支援しながら住民説明会を頻繁に開催して岩切地区住民の合意形成に努めた。平成28年6月13日、JR貨物の機関決定を経て、県とJR貨物の間で広域防災拠点の整備に関して基本合意書が締結された。

都市計画課職員

「広域防災拠点整備の事業スキームは、県として宮城野原地区に設置するのがベストだという判断があつて、そのためにJR貨物に駅を移転してもらおうというものです。震災復興・企画部から土木部に引き継いだ段階では、まだJR貨物において正式な移転決定がされ

効果的な災害医療のための動線を確保

「災害医療支援エリア」として、DMAT等の医療関係者等の一時集結や宿営を行うスペースを配置

「部隊の集結・宿営エリア」として、消防や警察等の広域支援部隊の一時集結や宿営を行うスペースを設定

「物資の流通配給エリア」として、県外各地から送られる救援物資等の受入れ、仕分け、一時保管、被災地への発送を効果的に行うためのスペースを設定

なお、平常時は自然豊かな憩いの場や運動公園として多くの県民が利用できるような状況とともに、防災訓練の場として活用する。

都市計画課職員

「広域防災拠点の設計は、事例がそれほど多くなく、「このように設計すればいいものができる」という参考書もなかったため、少ない先行事例を参考にしつつ、非常時に施設を使用する関係機関の方々へ御意見を伺いながら設計を進める必要がありました。先進事例として、三重県の広域防災拠点や国の基幹的広域防災拠点の視察を行い、設計の参考にしました。陸上自衛隊神町駐屯地(山形県東根市)や霞目駐屯地(仙台市若林区)の飛行場にも伺いましたし、DMATの医師にも設計案を示しながら御意見を頂きました。輸送関係ではトラック協会にも足を運びました。平時は都市公園として使用するため、仙台市のスポーツ振興事業団や県のスポーツ協会にどういった機能が必要なのかお聞きして設計の参考にしました。有識者委員会のような形は作らず、こちらからお伺いして、基本設計を進めていきました」

「移動動線をいかに短くするか、がポイント
「移動動線をいかに短くするか、様々な条件をクリアして、JR貨物が、会社として移転を正式決定できるような環境を整えるのが県のミッションだと思って業務を進めました」
「県が公共補償をする相手の事業にどこまで関与すべきか、悩んだ時期もありましたが、JR貨物に工事の専門家や土木職が少なかつたので、事業全体を進めるために必要なことは最大限やるつもりで取り組みました。住民説明会は、他の公共事業に比べて、かなり多い回数を開きました。新しい貨物駅は、元々田んぼだったところを、23haも造成するので、地域の方々は、雨が降ったときに田んぼに水がたまって水害を抑えるという機能を奪われることについての不安がありました。また、地域への交通の集中と、その騒音についての不安もありました。そうした不安を解消するために、客観的な視点を持つファシリテーターを入れることもやりましたし、地域の方々を1か所を集めるのではなく、なるべく地域を細かく区切って、地域の中に入っていくって、何度も説明会を開きました」

全面供用に向けて

平成28年9月～現在

用地の取得と暫定工事の着手

JR貨物との基本合意を受け、県はJR貨物の所有地である宮城野原地区の用地取得手続に入った。平成28年9月の定例県議会において、「宮城県広域防災拠点整備事業用地」の土地取得議案が可決し、翌10月にJR貨物と土地売買契約が締結された。JR貨物においては、岩切地区への移転を正式決定し、平成30年10月に用地取得のための契約会を開催した。県は、JR貨物

に対し、岩切地区への移転のための補償を行うため、J R貨物と各種補償協定を締結した。

その後、県は広域防災拠点について基本設計から詳細設計へと移行する準備を進めたが、新たな工事が必要な箇所があり、総事業費の改定と事業期間の延長が必要となった。平成31年3月、県議会において「広域防災拠点整備公共補償に係る債務負担行為の設定」が承認され、総事業費が29.5億円から32.4億円へと増額、J R貨物の移転時期についても令和2年から令和4年へと延期されることとなった。令和3年7月、宮城県広域防災拠点の暫定工事が開始され、令和4年3月に終了した。令和4年現在、早期の全面供用に向け事業を進めている。

都市計画課職員

「J R貨物との基本合意が締結された後は『宮城野原地区の用地を県が取得する』『岩切地区の用地をJ R貨物が取得する』『宮城野原地区から岩切地区に貨物駅の施設を移す補償をする』、この三つの作業が必要になってきました。『宮城野原地区の用地を県が取得する』については、9月の議会に取得の手続を提案して可決され、宮城野原地区はこの時点で登記しました。宮城野原地区を買った後、平成29年度まで、岩切地区での住民説明を数回開いて、関係者の方と協議を重ねること、おおむね岩切地区の範囲や移転施設が固まったので、平成30年に岩切地区の契約書を開いて、J R貨物が岩切地区の用地を取得し、今事業が進められている状況です」

「J R貨物が岩切地区の農地を取得するためには、東北地方整備局から事業認定を受ける必要があります。そのためには鉄道施設の設計を運輸局に認可してもらう必要があります。岩切地区に移転する新貨物ターミナル駅は東

北本線に接続するため、J R東日本とも調整が必要になったほか、踏切処理について道路管理者である仙台市との調整も必要となり、結局、運輸局から『鉄道施設の変更認可』をもらうのに1年もかかってしまいました」

「一番大変だったのは、平成30年度に事業費を29.5億円から32.4億円に変更し、事業期間も令和2年度から4年度に延ばしたことです。踏切に対応する予定だった箇所が安全上の都合もあって立体交差になったり、進入のための道路を大型トラックに対応できるものにしたたり、様々な増額要素が出てきました。30億円ほど積み増さなくてはならなくなりました。私自身これほど大きな額の変更は経験したことがなく、議会の想定問答集は相当な厚さになりました。なんとか乗り越えて、今正に工事が進んでいます。J R貨物との補償契約がまだ一部残っていますので、それを進めて行くのが現在（令和4年）の状況です」

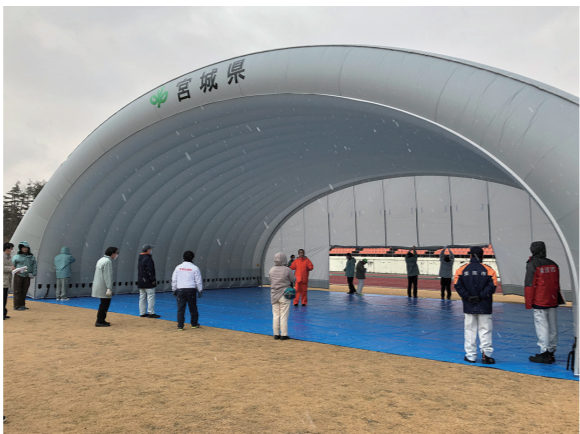
災害対応の経験から学んだこと

なぜ広域防災拠点が必要か

都市計画課職員

「なぜこの広域防災拠点が必要なのかという事業の必要性に立ち返って、いろいろな説明をしなければいけません。300億円の事業費をかけて整備するのはなぜか、ということに常に問われています。その度に『東日本大震災のときにはこういうことがあって』と、振り返って説明する必要があります。通常の土木部が担当している事業と

なお、圏域防災拠点ごとに「開設運営マニュアル」を作成し、円滑な運営ができるよう、取り組んでいる。



資機材操作等研修会の様子



資機材倉庫に整備した投光機

はかなり違う特殊性があったと思います」

広域と圏域と地域のネットワークが重要

都市計画課職員

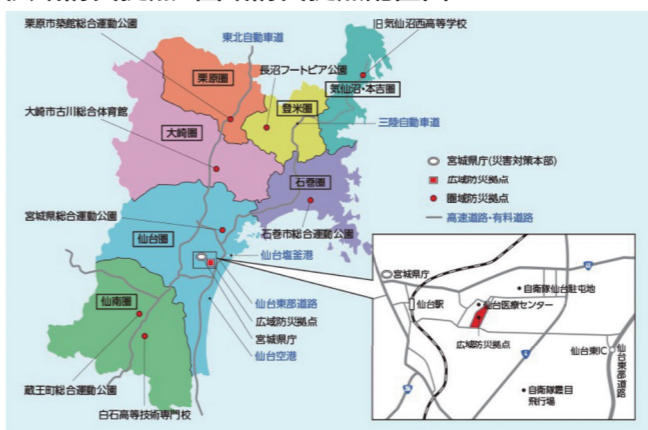
「宮城野原地区に整備するというピンポイントの視点だけではなく、県内7圏域に8か所の圏域防災拠点を整備することになっていきますし、更に市町村が地域防災拠点を設置するので、広域と圏域と地域の、それぞれの防災拠点がネットワーク化されて、どんな災害がきても、早期復旧とか事業の再開につながるような、しっかりとした運用面の構築ができるようになればいいと考えています」

合意内容の書面化が重要

都市計画課職員

「仙台市、J R貨物、仙台医療センター、そ

広域防災拠点・圏域防災拠点配置図



出典：宮城県ウェブサイト

して県の合意があつて事業がスタートしましたが、協議が各論に入っていくと、合意内容の認識が組織間で異なる場面が生じました。段階において将来の論点を全て想定することは難しいかもしれませんが、大きな事業であればあるほど総論にとどまらず、できるだけ将来の論点を見据えて内容を書面化することが重要だと痛感しました」

正解は一つではない

都市計画課職員

「この業務を担当して、正解は一つではないということに改めて思いました。答えを一つしかもっていないと、隘路であつたり、壁であつたり、障害を乗り越えることが難しくなりますが、みんなとディスカッションしながら、『こういう道があるんじゃないか』といろいろな選択肢を探りながらここまでできました。正解を一つに求めないやり方ではないと、大きなプロジェクトは動かないということを教訓にするべきだと思います」

高いモチベーションで壁を乗り越えた

都市計画課職員

「広域防災拠点が造られることによって、多くの命を救うことができる。新しい貨物駅ができることで東北の物流が大きく変わる。そういう事業に携わっているということをモチベーションにすれば壁を乗り越えていけると思います」

広域防災拠点について全国に発信

都市計画課職員

「全国から集結した部隊が、どこに行ったらいいのかわからずに、右往左往してしまつた

参照

記録誌等

- 宮城県土木部東日本大震災5年間の復旧復興の記録（宮城県土木部 平成29年3月）
- 東日本大震災 再生期前半（平成26・27年度の取組記録誌）（宮城県震災復興・企画部震災復興推進課 平成29年3月）
- 東日本大震災 再生期後半（平成28・29年度の取組記録誌）（宮城県震災復興・企画部震災復興推進課 平成31年3月）



←ウェブサイトでも御覧いただけます

今後の災害対応に向けた取組等

「西の兵庫、東の宮城」と言われるように

震災復興政策課職員

「震災直後から兵庫県の皆さんに助けていただきました。兵庫県の方々が、今後は支援する側として『西の兵庫、東の宮城』と言われるようになってほしいと話されていたことと、何かあったときには全国を支援できる自治体になるべきだと思っています。その後全国各地で様々な災害が起きているので、10年前の知識をアップデートしていかないと、宮城の経験だけでは時代遅れになりかねません。常に研鑽していく、それができてこそ東の宮城と言われるように思います」

震災の教訓を踏まえ、広域防災拠点整備のほか、圏域防災拠点となる施設を県及び市町村が所有する中から、7圏域に8か所を選定し、各施設所有者と協定（覚書）を締結した。

また、7圏域7か所の圏域防災拠点には、照明や大型テント等の資機材とそれらを保管する倉庫を整備したほか、各防災拠点で運営に当たる職員を対象に資機材操作等研修会を継続して実施し、職員の資質向上を図っている。

後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの

